

西東京市学校施設団体登録のご案内

令和8年4月

1 登録要件

以下の要件を満たす必要があります(ただし政治団体・営利団体・宗教団体を除く)。

(1) 10人以上で構成されていること。

- ・ 未就学児は、団体の構成員にはなりません。
- ・ 構成員の半数以上が重複している場合は、別団体として登録できません(同一団体と扱います)。

(2) 代表者・副代表者が成人であること

区分	要件
市内団体	構成員が10人以上で、構成員の半数以上が市内在住・在学・在勤者
市外団体	構成員が10人以上で、構成員の半数未満が市内在住・在学・在勤者

2 団体登録に必要なもの

(1) 団体登録申請書

(2) 団体構成員全員の本人確認書類(中学生以下と、団体登録申請書の「登録種別」が1と2に該当する団体を除く)。

(3) 団体登録通知の郵送を希望する場合は、切手を貼った返信用封筒(代表者住所を記載)

ただし、下記の場合は、返信用封筒は不要です。

- ・ メールで受け取る場合(メールアドレスを団体登録申請書に記入)。
- ・ 窓口で受け取る場合
- ・ 小学校施設開放運営協議会加入団体(運協)が運協経由で受け取る場合

3 本人確認書類一覧

区分	本人確認書類
全員	・ 運転免許証の写し(裏面の備考欄も必要) ・ 健康保険資格確認書の写し(住所記載欄も必要) ・ マイナンバーカードの表面の写し(通知カード不可) など いずれか1点 ※中学生以下と、団体登録申請書の「登録種別」が1と2に該当する団体を除く ※公共料金の領収書等は不可
市内在学	・ 学生証の写し ・ 在学証明書(発行から3カ月以内のもの。学校の証明印のある原本が必要。) ※所在地が市内であること ※中学生以下は、確認書類は不要 いずれか1点
市内在勤	・ 社員証の写し ・ 在勤証明書(発行から3カ月以内のもの。会社の証明印のある原本が必要。会社独自の様式で構いませんが、必要項目は見本を参考にしてください。) ※勤務先所在地が市内であること。上記で確認できない場合は、補助資料として名刺も可 ※名刺のみは不可 いずれか1点

